

入善町地域のささえあい推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、入善町補助金等交付規則（昭和35年入善町規則第2号。以下「規則」という。）第2条及び第3条の規定に基づき、入善町地域のささえあい推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の目的)

第2条 補助金は、第7次入善町総合計画の将来像「扇状地に夢と笑顔があふれるまち入善～子どもたちの未来のために～」を実現するため、自主的かつ主体的な住民活動を支援、助長し、住民の手による住民のための共助による未来のまちづくりに寄与することを目的とする。

(補助金の交付)

第3条 町長は、前条に掲げた補助金の目的の達成のため、補助対象事業者が行う事業に要する経費の一部について、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(補助対象事業及び対象外事業)

第4条 補助金の対象事業は、入善町のまちづくり施策と整合が図られるものであり、かつ事業の継続性、発展性が見込まれ、次の各号の事業区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) わがまち支えあい事業 地域社会の活性化、発展に資することを目的として、地域特有の資源や生活環境を活用した地域づくり事業の実施により、地域コミュニティの仕組みづくりや維持・強化につながる事業全般
- (2) 未来に伝える宝づくり事業 教育・文化の振興、伝統文化の継承等、当該事業の実施により、町固有の地域資源の継承等につながる事業全般
- (3) その他の事業 前2号の事業を複合的に実施する事業

2 補助金の交付対象外となる事業は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 申請団体に属する者、またはそれに準じる者が参加者の大半を占めて行う恒例・慣例的、または親睦会的な内容と認められる事業。
- (2) 政治、宗教、営利活動と認められる事業。
- (3) 前2号に該当する事業のほか、当該補助金の交付がふさわしくないと判断される事業。

(補助対象事業者及び対象外事業者)

第5条 第4条に規定する補助対象事業における補助金の交付対象となる事業者は、自主

的、主体的にまちづくりに取り組む地縁組織及びそれに準じる組織並びに団体とする。

2 補助金の交付対象外となる事業者は、次の各号に該当する団体とする。

- (1) 政治、宗教、営利活動を目的として設立された団体、またはそれらの活動に関与すると認められる団体。
- (2) 前号に該当する団体のほか、当該補助金の交付がふさわしくないと判断される団体。

(補助対象事業、補助対象経費及び補助率等)

第6条 第4条に規定する補助対象事業、補助対象経費及びこれに対する補助率等は、別表のとおりとする。ただし、国、県及び町の他の補助金等の対象とならないものであること。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）を作成し、町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第8条 町長は、補助金の交付申請があったときは、その内容を次の各号に定める基準に基づき審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

- (1) 公平性 事業参加の機会が広く住民に与えられているか
- (2) 自立性 自主性を持った企画・運営となっているか
- (3) 発展性 支援を受けることで事業の発展が見込まれるか
- (4) 地域性 人的交流を活性化させ、地域コミュニティの維持・強化が期待できるか
- (5) 貢献性 事業がまちづくり施策に貢献すると期待できるか

2 町長は、補助金の交付決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、交付決定に条件を付することができる。

(補助金の交付条件)

第9条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の内容について、次に掲げる事項を変更しようとする場合は、あらかじめ町長の承認を受けること。
 - ア 事業主体の変更
 - イ 補助対象とする事業の種類又はその施行場所の変更
 - ウ 補助事業に要する経費の20%以上の増減
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、あらかじめ町長の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告し、その指示を受けること。

(実績報告書)

第10条 補助事業が完了したときは、速やかに実績報告書（様式第3号）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

(補助金額の確定及び交付の方法)

第11条 町長は、補助金の実績報告があったときは、必要書類等を精査し、速やかに補助金額を確定し、補助金交付確定通知書により通知するものとする。

2 補助金の交付の方法は、精算払いとする。

(細則)

第12条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、別に町長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第6条関係（第4条及び12条関係含む））

区分	わがまち支えあい事業	未来に伝える宝づくり事業
補助対象事業	<p>[共通事項] 総合計画基本構想「扇状地に夢と笑顔があふれるまち入善～子どもたちの未来のために～」に沿うもので、町の施策と整合が図られる事業・活動 町内外に向けて発信可能な町民による自主的、主体的な事業・活動 地域内外における人的交流が活性化され、コミュニティの強化等につながる事業・活動</p>	
	<p>[個別事項] 地域社会の活性化、発展に資することを目的として、地域行事の開催等、地域コミュニティの維持・強化につながる事業全般</p>	<p>[個別事項] 教育・文化の振興、伝統文化の継承、環境保全等、当該事業の実施により町固有の地域資源の継承等につながる事業全般</p>
補助対象経費	<p>報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、手数料、郵便料、保険料、使用料、賃借料、原材料費、修繕費（ただし、建物の改築や設備の改修等の工事請負に相当する修繕は除く）、備品購入費、会議費 【対象外経費】 委託料、工事請負費、食糧費（ただし、当該事業の実施にあたり直接必要と認められるものは除く）、団体の経常的な運営維持管理経費、会員またはそれに準じる者に対する人件費・謝礼</p>	
補助率等	<p>【補助率】 ○補助率は1/2以内（伝統文化の継承に必要な事業などに限っては2/3以内）とする。ただし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。 ※事業実施に2年以上の期間が必要な事業についてのみ、3カ年に限り同一事業に対し継続補助を行う。 【限度額】 ○限度額は500千円とする。ただし、継続事業は限度額の合計を500千円とする。</p>	
	<p>【補助対象事業費から控除する特定財源】 ○事業収入（入場料、参加費、物品販売等）がある場合は、補助対象事業費から除くものとする。</p>	
<p>【対象外事業】 ○申請団体に属する者、またはそれに準じる者が参加者の大半を占めて行う恒例・慣例的、または親睦会的な内容と認められる事業 ○政治、宗教または営業活動と認められる事業 ○このほか、当該補助金の交付がふさわしくないと判断される事業</p>		